

広島県告示第四百九十三号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号。以下「法」という。）第六十九条第一項の規定によって、次のとおり聴聞を行う。

令和四年六月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

被聴聞者の住所及び氏名	住所	氏名	聴聞の日時	聴聞の場所	聴聞の事由
	広島市中区舟入南 一丁目一〇番二〇号	株式会社富士ハ ウス広島 代表者 大谷 スミエ	令和四年七月一五 日（金） 午前一一時から 午前一一時三〇分	広島市中区基町 一〇番五二号 広島県庁舎北館 五階五〇一会議 室	法第六十五条第一項の規定に該当する。